

一般競争入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成30年 3月 7日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 院長 池田 登

1 入札に付する事項

(1) 品 名

麻酔器更新導入

(2) 入札件名の内容

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限

平成30年 5月31日

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 手術室

(5) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院

(6) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行うので、

- ① 入札者が提出する入札書は、入札件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下契約事務取扱細則という）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成29年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品・販売等」のA、B又はCの等級に格付けされ、中国・四国地域の競争参加資格を有する者、または、当院契

約審査委員会において参加を認めた者

- (3) 本製品について、納入以降メーカー保証後も継続して保守メンテナンスを遅延なく行えるライセンス有資格をもっている者
- (4) 次の事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 当院又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③ 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に基づくところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
 - ④ 「破壊防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- (5) 資格審査申請書又は添付書類の虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札及び契約事項を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒690-0293
島根県松江市玉湯町湯町1-2
独立行政法人地域医療機能推進機構
玉造病院 経理課
電話 0852-62-1560
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (1) の交付場所にて交付する。
- (3) 入札申請書受領期限

平成30年 3月22日（木） 17時00分まで
- (4) 開札の日時及び場所

平成30年 3月29日（木） 11時30分より

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 第一会議室（1階）

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の地出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 價格交渉権及び契約者の決定方法

本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、契約事務取扱細則第34条及び第35条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（以下会計規程という）第55条によって第一交渉権を付した交渉権者と交渉を行い、会計規程第56条に基づき契約価格の決定を行った物を契約の相手とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。